

社会福祉法人石狩友愛福祉会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人石狩友愛福祉会（以下「この法人」という。）の定款第22条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、つぎの各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与、その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤手当、交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、職務執行の対価として、次の通り報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬、賞与
- (2) 非常勤の役員 報酬

(役員報酬等の総額)

第4条 理事及び監事の報酬総額は、32,000,000円を超えない範囲で支給することができる。

(常勤理事の報酬等の額の算定)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額

2 新たに就任した常勤の理事の報酬の級は、各職名に応じ、別表第1の1級に定める額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、石狩友愛福祉会の役員としての在任していた期間がある場合は、役員として在任していた年数を加算して算定することができるものとする。
- 4 加算の方法は、おおむね1年の在任期間につき1級を加算することとし、これが別表第1の報酬の級の上限の15級を超える場合は、15級とする。

(非常勤役員の報酬等の額の算定)

第6条 非常勤の役員に対する報酬等の額は、次の通りとする。

(1) 報酬 別表第3に定める額

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、石狩友愛福祉会本部給与規程第14条に定める通勤手当の支給要件に該当する常勤の理事に支給する。

(賞与)

第8条 賞与は、6月1日及び12月1日(以下「賞与基準日」という。)に在職する常勤の理事に対して、それぞれ6月15日及び12月15日に支給する。支給日が金融機関休業日に当たる場合は、その前日とする。

2 賞与の額は、それぞれの賞与基準日現在において当該理事が受けるべき報酬額を基礎として、別表2により算定された額に、賞与基準日以前6か月以内の期間におけるその者の常勤の理事としての在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

3 前項の在職期間には、社会福祉法人石狩友愛福祉会職員として在職した期間を算入する。

(報酬等の支給方法)

第9条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月25日(ただし、その日が金融機関休業日に当たる場合は、その前日とする。)

(2) 賞与 毎年6月及び12月

2 非常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、

当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 理事会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第 10 条 役員が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 11 条 新たに常勤の理事に就任した者には、その月から報酬等を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び隔週土曜日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算する。

4 第 2 項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 12 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公 表)

第 13 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 14 条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成 29 年 7 月 1 日より施行する。

別表第 1 (常勤理事の報酬)

(単位：円)

級 \ 職名	理事長	常務理事	理事
1 級	580,000	450,000	390,000
2 級	610,000	480,000	415,000
3 級	640,000	510,000	440,000
4 級	670,000	540,000	465,000
5 級	700,000	570,000	490,000
6 級	730,000	600,000	515,000
7 級	760,000	630,000	540,000
8 級	790,000	660,000	565,000
9 級	820,000	690,000	590,000
1 0 級	850,000	720,000	615,000
1 1 級	880,000	750,000	640,000
1 2 級	910,000	780,000	665,000
1 3 級	940,000	810,000	690,000
1 4 級	970,000	840,000	715,000
1 5 級	1,000,000	870,000	740,000

別表第 2 (常勤理事の賞与)

6 月の賞与	報酬月額×1.4 か月分
12 月の賞与	報酬月額×1.6 か月分

別表第 3 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

(2) 監事

	日額
監事監査への出席	5,000 円
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円